

出題の趣旨

既修者認定試験（2025年2月実施） 民事訴訟法

学部の講義の最初と最後に扱われる、〔設問1〕は補充送達の効力、〔設問2〕は（上訴）再審の問題である（最決平成19・3・20民集61巻2号586頁〔民訴判例百選6版38〕に基づく）。

〔設問1〕では、まず補充送達の規定（民訴106条1項）を指摘したうえで、（同居者等が受送達社の相手方当事者又はそれと同視しうる者である場合は双方代理禁止（民108条1項）の趣旨により、同居者等に補充送達受領資格はなく補充送達は無効であるが）受送達者と同居する妻は「相当のわきまえのあるもの」と認められ（郵便業務従事者による送達により下記の利害関係は判断し得ない）、補充送達は有効とされることを述べる必要がある（上記平成19年最決の他、最判平成4・9・10民集46巻6号553頁〔民訴判例百選第6版111〕等）。

〔設問2〕は、訴状等、判決書の補充送達が有効であるとしても、当事者に保障されるべき訴訟関与の機会が実際に付与されなかった場合の不服申立手続を問うている。送達の効力を踏まえつつも、控訴の追完（民訴97条）や確定判決の既判力との関係で再審の訴え（民訴338条以下）の可能性に言及する必要がある。さらに、送達を受けた同居者と受送達者間に、その訴訟に関して「事実上の利害関係の対立」があるため、同居者から受送達者への書類交付が期待できず、実際にも交付されなかったときに、民訴法338条1項3号の再審事由を認めた上記平成19年最決を踏まえることが期待される。